

## 事業仮契約書(案)

- 1 事業名 (仮称) かほく市総合体育館等整備・運営事業
- 2 事業場所 石川県かほく市浜北イ19-1 他
- 3 事業期間 本契約締結日から令和21年3月31日
- 4 契約代金額 金 円

(内取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)

ただし、約款の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた額とする。

- 5 契約保証金 金 円 (約款第8条第●項第●号該当)
- 6 契約条件 約款のとおり

上記の事業契約について、発注者であるかほく市(以下「市」という。)と受注者である下記の事業者(以下「事業者」という。)は、各々の対等な立場における合意に基づいて、約款の条項によって公正な事業契約(以下「本契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。なお、この仮契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第12条に基づくかほく市議会の議決を得た場合には、これを本契約とする。下記年月日は、仮契約締結年月日であることを確認する。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

発注者：

印

受注者：

印

# (仮称) かほく市総合体育館等整備・運営事業 事業契約約款

## 目 次

<b>第1章 総則</b> .....	<b>6</b>
第1条（目的等） .....	6
第2条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重） .....	6
第3条（本事業の概要） .....	6
第4条（本事業の日程） .....	6
第5条（費用負担及び本事業の資金調達） .....	6
第6条（構成員及び協力企業の使用） .....	7
第7条（許認可、届出等） .....	7
第8条（契約の保証） .....	7
第9条（適用関係） .....	8
第10条（責任の負担） .....	8
第11条（臨機の措置） .....	8
<b>第2章 事業用地の使用</b> .....	<b>9</b>
第12条（設計・建設期間における使用） .....	9
第13条（施設供用等期間における使用） .....	9
第14条（契約終了時の取扱） .....	9
第15条（事業用地の条件不適合責任） .....	9
<b>第3章 整備業務</b> .....	<b>10</b>
第1節 総則.....	10
第16条（整備業務の実施） .....	10
第17条（第三者の使用等） .....	10
第18条（総括責任者及び業務責任者） .....	10
第19条（調査計画書及び調査報告書の作成） .....	10
第20条（第三者に生じた損害） .....	11
第21条（設計・建設期間中の保険） .....	11
第2節 設計業務.....	11
第22条（設計業務の実施） .....	11
第23条（設計業務の進捗状況の確認） .....	11
第24条（基本設計図書及び実施設計図書の提出） .....	12
第25条（設計図書の変更） .....	12
第3節 本工事の施工.....	13
第26条（建設業務等の実施） .....	13
第27条（本工事開始前及び本工事中の書類の提出） .....	13
第28条（各種調査） .....	13

第 29 条 (本工事に伴う近隣対策)	14
第 30 条 (事業用地の安全対策)	15
第 31 条 (市による説明要求及び建設現場立会い)	15
第 32 条 (工事の中止等)	15
第 33 条 (事業者による完了検査)	16
第 34 条 (市による本工事の完成検査及び完成確認通知の交付)	16
第 35 条 (契約不適合責任)	17
第 36 条 (工期の変更)	18
第 37 条 (工期の変更による費用負担)	19
第 4 節 備品等調達設置業務等	19
第 38 条 (什器・備品等の整備)	19
第 39 条 (調達方法)	19
第 40 条 (備品台帳)	19
第 5 節 工事監理業務	20
第 41 条 (工事監理者の設置等)	20
第 42 条 (工事監理の実施等)	20
第 6 節 施設引渡業務	20
第 43 条 (保険加入)	20
第 44 条 (引渡し)	20
第 45 条 (引渡し遅延による費用負担)	21
<b>第 4 章 施設供用等業務</b>	<b>21</b>
第 1 節 総則	21
第 46 条 (指定管理等)	21
第 47 条 (指定管理者による管理等)	21
第 48 条 (統括責任者 (館長) 及び業務責任者)	22
第 49 条 (各種マニュアル及び業務水準書の作成)	22
第 50 条 (業務実施計画)	23
第 51 条 (業務実施報告)	24
第 52 条 (施設供用等業務における要求水準の変更)	24
第 53 条 (施設供用等業務に伴う近隣対策)	24
第 54 条 (指定管理施設に係る光熱・水道等の負担)	25
第 2 節 開業準備業務	25
第 55 条 (開業準備業務の実施)	25
第 3 節 維持管理業務	25
第 56 条 (維持管理業務の実施)	25
第 57 条 (第三者の使用)	25
第 58 条 (指定管理施設の修繕)	26
第 59 条 (備品の管理)	26

第4節 運營業務	26
第60条 (運營業務の実施)	26
第61条 (第三者の使用)	26
第62条 (利用料金等)	27
第63条 (付帯事業と事業者の直接収入)	27
第64条 (付帯事業の一部又は全部の終了)	27
第5節 市による業務の確認等	28
第65条 (市による説明要求及び立会い)	28
第6節 損害・損傷等の発生	28
第66条 (第三者に及ぼした損害)	28
<b>第5章 サービス対価の支払い</b>	<b>28</b>
第67条 (サービス対価の支払)	28
第68条 (サービス対価の改定等)	28
第69条 (サービス対価の減額)	29
第70条 (サービス対価の返還)	29
<b>第6章 契約の終了等</b>	<b>29</b>
第1節 契約期間	29
第71条 (契約期間)	29
第2節 引渡しの完了前の契約解除等	30
第72条 (引渡しの完了前の市による契約解除等)	30
第73条 (引渡しの完了前の事業者による契約解除等)	32
第74条 (引渡しの完了前の法令変更による契約解除等)	33
第75条 (引渡しの完了前の不可抗力による契約解除)	33
第3節 引渡しの完了後の契約解除等	34
第76条 (引渡しの完了後の市による契約解除等)	34
第77条 (引渡しの完了後の事業者による契約解除等)	36
第78条 (引渡しの完了後の法令変更による契約解除等)	37
第79条 (引渡しの完了後の不可抗力による契約解除等)	37
第4節 本契約終了に際しての処置	38
第80条 (本契約終了に際しての処置)	38
第81条 (終了手続の負担)	38
<b>第7章 モニタリング</b>	<b>38</b>
第82条 (モニタリング)	38
第83条 (要求水準未達成に関する手続)	38
<b>第8章 法令変更</b>	<b>39</b>
第84条 (通知の付与及び協議)	39
第85条 (法令変更による増加費用又は損害の扱い)	39

<b>第9章 不可抗力</b> .....	<b>39</b>
第86条（通知の付与及び協議） .....	39
第87条（不可抗力による増加費用又は損害の扱い） .....	40
第88条（不可抗力による第三者に対する損害の扱い） .....	40
<b>第10章 雑則</b> .....	<b>40</b>
第89条（遵守事項） .....	40
第90条（融資団との協議） .....	40
第91条（株主・第三者割り当て） .....	41
第92条（財務書類の提出） .....	41
第93条（設計図書及び工事完成図書等の著作権） .....	41
第94条（著作権の侵害の防止） .....	41
第95条（特許権等の使用） .....	42
第96条（秘密保持） .....	42
第97条（個人情報保護等） .....	42
第98条（請求、通知等の様式その他） .....	42
第99条（延滞利息） .....	43
第100条（協力義務） .....	43
第101条（疑義についての協議） .....	43
第102条（準拠法） .....	43
第103条（管轄裁判所） .....	43
第104条（要求水準書の変更） .....	43

# (仮称) かほく市総合体育館等整備・運営事業 事業契約約款

## 第1章 総則

### (目的等)

第1条 本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 本契約において使用する用語の定義は、本契約で定義されている場合又は文脈上別異に解される場合を除き、別紙1（定義一覧）に定めるとおりとする。

3 前項その他本契約に定義されていない用語は、文脈上別意に解すべき場合を除き、要求水準書において定められた意味を有するものとする。

### (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 事業者は、本施設が市民等の利用に供される公の施設を含む複合施設として高い公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重する。

2 市は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

### (本事業の概要)

第3条 本事業は、本業務及び本業務の実施に係る資金調達並びにこれらに付随し、関連する一切の事業により構成されるものとし、事業者は本事業に関連のない事業を行ってはならない。

2 事業者は、本事業関連書類に従い、法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって、別紙2（事業概要）に定める本事業の概要のとおり、要求水準書及び事業者提案に基づき、本事業を遂行しなければならない。

### (本事業の日程)

第4条 事業者は、別紙3（事業スケジュール）のとおり、事業スケジュールに従って本事業を実施する。

2 事業者は、事業スケジュールに定める各個別業務の着手が予定された日に当該個別業務を開始できないと認めるとき又は本工場の目的物をその引渡予定日に引き渡すことができないと認めるときは、当該日の30日前までに、その理由及び事業者の対応の計画を書面により市に通知しなければならない。

3 事業者は、事業スケジュールに定める各個別業務の着手が予定された日に当該個別業務を開始できない場合及び本工場の目的物をその引渡予定日に引き渡すことができない場合においては、遅延を回避又は軽減するために必要な措置をとり、損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

### (費用負担及び本事業の資金調達)

第5条 本事業の実施に関する一切の費用は、本契約に特段の規定がある場合を除き、全て事業者が負担する。

2 本事業に関する事業者の資金調達は、全て事業者の責任において行う。

- 3 事業者は、市が活用を予定している国庫補助金の申請用資料の作成支援を行うものとし、市の要請に従って必要な資料の作成、情報提供その他必要な協力を行う。かかる資料の作成その他協用に要する費用は事業者の負担とする。

(構成員及び協力企業の使用)

第6条 事業者は、本事業関連書類に従い、本業務を、各構成員又は協力企業に直接委託し又は請け負わせることができる。ただし、事業者は、本事業に関する業務の全部を一括して第三者に委託又は請け負わせてはならない。

- 2 事業者は、事前に市の承認を得た場合に限り、本業務以外の業務で、本契約に基づき実施すべき業務を直接その構成員又は協力企業以外の第三者に委託し又は請け負わせることができる。
- 3 事業者は、第1項によりその業務の実施を構成員又は協力企業に委託し又は請け負わせ、若しくは前項によりその業務の実施を事前に市の承認を得て構成員又は協力企業以外の第三者に委託し又は請け負わせたときは、速やかに委託又は請負の内容を市に報告しなければならない。
- 4 第1項及び第2項による構成員、協力企業又は第三者への業務の委託及び請負は、全て事業者の責任において行うものとし、構成員、協力企業又は第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。

(許認可、届出等)

第7条 本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、事業者がその責任及び費用負担において、これを取得及び維持しなければならない。本契約上の義務を履行するために必要な一切の届出についても同様とし、事業者がその責任及び費用負担において、これを提出しなければならない。ただし、市が取得・維持すべき許認可及び市が提出すべき届出はこの限りでない。

- 2 事業者は、前項の許認可等の申請に際しては、市に事前説明及び事後報告を行うものとする。
- 3 市は、事業者が要請した場合には、事業者による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 4 事業者は、市が要請した場合には、市による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力するものとする。
- 5 事業者は、事業者が取得すべき許認可の取得の遅延により増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は当該損害を負担するものとする。ただし、市の責めに帰すべき事由による場合は、付帯事業に関するものを除き、市が当該増加費用又は損害を負担し、法令等の変更又は不可抗力により遅延した場合は、第8章又は第9章の規定に従う。

(契約の保証)

第8条 事業者は、市に対し、次の各号に掲げるとおり、契約保証金を納付するものとする。

- (1) 整備業務に関し、本契約の締結日において、サービス対価のうち、整備費の100分の10以上に相当する額
- (2) 前号の定める契約保証金の算出の基準とされたサービス対価総額の増減があったときは、市は、その増減に応じて契約保証金の金額を増減させることができる。この場合において、不足が生ずるときは、事業者は、直ちに、その不足額を納付する。

(3) 事業者は、本工事の目的物の全ての引渡しの完了後において、市に対し、契約保証金の返還を請求することができる。

2 前項に規定する契約保証金は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、提供された担保の価値は、当該各号に定めるものとし、証券が記名証券であるときは、売却承認書及び委任状を添えたものでなければならない。この場合は、当該各号に定める保証は第72条第6項各号に規定する者による本契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(1) 銀行又は市が確実と認める金融機関の保証 保証金額

(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の規定に基づき、登録を受けた保証事業会社の保証 保証金額

3 前2項の定めにかかわらず、市は、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。この場合は、当該各号に定める保険契約は第72条第6項各号に規定する者による本契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(1) 事業者が保険会社との間に市を被保険者とし、整備費の100分の10以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 市が事業者から委託を受けた保険会社との間で整備費の100分の10以上に相当する金額を保証金額とする工事履行保証契約を締結したとき。

(適用関係)

第9条 市と事業者は、本契約とともに、本事業関連書類に定められた事項が適用されることを確認する。

2 本契約と本事業関連書類との間又は本事業関連書類相互間に矛盾、齟齬がある場合、市の承諾を得た設計図書等、本契約、基本協定、募集要項等に関する質疑回答、募集要項等、事業者提案及び設計図書等（市の承諾を得た設計図書等を除く。）の順にその解釈が優先する。

3 前項の規定にかかわらず、事業者提案と要求水準書の内容に差異があり、事業者提案に記載された性能又は水準が、要求水準書に記載された性能又は水準を上回るときは、その限度で事業者提案の記載が要求水準書の記載に優先する。

(責任の負担)

第10条 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、付帯事業を含め、本事業の実施に関する一切の責任を負う。

2 本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者による本事業の実施に関する市による請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等若しくは立会い又は事業者から市に対する報告、通知若しくは説明等を理由として、事業者はいかなる本契約上の責任も免れることはできず、当該請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明等を理由として、市は何ら責任を負担しない。

(臨機の措置)

第11条 事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとり、災害等による損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

- 2 前項の場合において、事業者は、そのとった措置の内容を市に直ちに通知しなければならない。
- 3 事業者が第1項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、通常の管理行為を超えるものとして事業者がサービス対価の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、市と事業者で協議のうえで、合理的な範囲で市が負担する。

## 第2章 事業用地の使用

(設計・建設期間における使用)

第12条 市は、事業用地を、事業者が本事業の実施上必要とする日までに確保しなければならない。

- 2 事業者は、事業用地において、本工事を施工し、整備施設を自ら整備するものとする。
- 3 事業者は、事業用地について、設計・建設期間中の事業用地の管理を善良な管理者の注意義務をもって行うものとし、事業者は、第三者に事業用地を使用又は収益させてはならない。

(施設供用等期間における使用)

第13条 事業者は、施設供用等期間において、原則として事業用地を無償で使用することができる。

- 2 事業者は、事業用地において、BTO 施設及び運営施設を運営し、施設供用等期間中の事業用地並びに BTO 施設及び運営施設の管理を善良な管理者の注意義務をもって行うものとし、事業者は、第三者に事業用地並びに BTO 施設及び運営施設を使用又は収益させてはならない。

(契約終了時の取扱)

第14条 整備施設又はその出来形の市への引き渡しにより事業用地が不用となった場合において、事業用地に事業者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（事業者の使用する第三者等が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去するとともに、事業用地を修復し、市に明け渡さなければならない。

(事業用地の条件不適合責任)

第15条 市は、事業用地を、現状にて事業者を引き渡す義務を負う他、事業用地に関する如何なる責任も負担しない。ただし、事業用地の状態、状況等の条件（埋蔵文化財、地中埋設物、土壌汚染等を含むが、これらに限られない。）で募集要項等から合理的に推測し得ないものに起因して事業者が直接生じた合理的な増加費用（合理的な範囲の増加金融費用（設計・建設期間の延長に伴うものを含むが、これに限らない。）や事業期間の延長を伴う事業者の延長期間の運営費等も含む。）は市が負担する。

## 第3章 整備業務

### 第1節 総則

#### (整備業務の実施)

第16条 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、自ら又は構成員若しくは協力企業を通じて、各整備業務をそれぞれ実施する。

2 事業者は、各整備業務に係る設計業務を当該整備業務に係る設計企業をして、建設業務を建設企業をして、道路等工事業務を道路等工事企業をして、各整備業務に係る工事監理業務を当該整備業務に係る工事監理企業をして、それぞれ実施させる。

3 事業者並びに構成員及び協力企業が実施する各整備業務は、常に、当該整備業務に関する要求水準書及び事業者提案を満たすものでなければならない。

#### (第三者の使用等)

第17条 事業者は、各整備業務に係る構成員又は協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、市の事前の承認を得た場合はこの限りではない。

2 事業者は、各構成員又は協力企業が受託し又は請け負った整備業務の全部又は主たる部分を、各構成員又は協力企業が第三者に委託し又は請け負わせないようにしなければならない。

3 各整備業務の実施に関する構成員、協力企業又はその他第三者の使用は、全て事業者の責任において行うものとし、いずれかの整備業務の実施に関して事業者又は構成員若しくは協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。

#### (総括責任者及び業務責任者)

第18条 事業者は、要求水準書の定めるところにより、事業者提案に基づき、各整備業務に関し、当該整備業務の区分ごとに要求される、業務の全体を把握し調整を行う管理技術者（総括責任者）、意匠、構造、電気設備、機械設備等の専門別の主任技術者（業務責任者）及び現場代理人を配置し、その配置された管理技術者（総括責任者）、主任技術者（業務責任者）及び／又は現場代理人の氏名その他必要な事項を、当該整備業務の開始前に市に届け出て、市の承認を得なければならない。

2 事業者は、前項に基づき市の承認を得た管理技術者（総括責任者）、主任技術者（業務責任者）又は現場代理人を変更した場合は、当該変更について、速やかに市に届け出て、市の承認を得なければならない。

#### (調査計画書及び調査報告書の作成)

第19条 事業者は、設計・建設期間において、要求水準書の定めるところにより、各整備業務に係る設計業務に着手するにあたり、本工事の設計に伴い必要な調査を事業者の判断により行うものとし、当該調査の着手前に調査計画書を市に提出しなければならない。なお、事業者は、本項に基づき市の提出した調査計画書を変更した場合は、当該変更後の調査計画書について、速やかに市に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の定めるところに従って市に提出した調査計画書に基づき各種の調査を実施

し、当該調査終了時に、要求水準書の定めるところにより、当該調査結果に基づき調査報告書を作成し、当該調査内容に応じて市と協議のうえで定められた提出期限までに市に提出しなければならない。

(第三者に生じた損害)

第20条 事業者がいずれかの整備業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、本契約に他に特段の定めがない限り、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、かかる損害のうち、市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市がこれを負担する。

2 事業者による整備業務の実施に関し、不可抗力により第三者に損害が発生した場合の取扱いは、第9章に従う。

(設計・建設期間中の保険)

第21条 事業者は、設計・建設期間中、自ら又は建設企業をして、別紙4（保険）第1項に定める内容の保険に加入し、その保険料を負担する。事業者は、かかる保険の保険証券又はこれに代わるものとして市が認めたものを、各本項に関し、当該本工事の着工に先立って市に提出しなければならない。

## 第2節 設計業務

(設計業務の実施)

第22条 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、設計業務を行うものとし、設計業務に関する一切の責任（設計上の誤り及び事業者の都合による設計変更等から発生する増加費用の負担を含む。）を負担する。

2 事業者は、本契約締結日以降速やかに（遅くとも設計業務に着手する前に）、事業者提案の詳細説明及び協議を実施するとともに、設計業務の実施体制、スケジュール等の内容を含んだ市が合理的に満足する様式及び内容の設計業務計画書を作成し、市に提出し、市の承認を受けなければならない。

3 事業者は、市の承認を得た設計業務計画書を変更する場合は、当該変更について、速やかに市の承認を受けなければならない。

4 事業者は、設計業務計画書に基づき、設計業務を行わなければならない。

(設計業務の進捗状況の確認)

第23条 事業者は、市に対し、毎月1回以上、設計業務の進捗状況の説明及び報告を行わなければならない。

2 市は、本事業関連書類に基づき設計業務が実施されていることを確認するために、本工事の設計状況その他について、事業者に事前に通知したうえで、随時、事業者に対してその説明を求め、又はその他の書類の提出を求めることができる。

3 事業者は、前項に定める設計状況その他についての説明及び市による確認の実施につき、市に対して最大限の協力を行わなければならない。

4 市は、前各項に基づき説明、報告等を受けたときは、指摘事項がある場合には適宜これを事

業者に伝え、又は意見を述べることができる。

(基本設計図書及び実施設計図書の提出)

第24条 事業者は、基本設計の完了後速やかに、基本設計図書を市に提出する。市は、基本設計の内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を事業者に通知する。

2 事業者は、実施設計の完了後速やかに、実施設計図書を市に提出する。市は、実施設計の内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を事業者に通知する。

3 市は、前各項に基づき事業者より提示された設計図書が本事業関連書類に従っていないと判断する場合、事業者の責任及び費用負担において、その修正を求めることができる。事業者は、市からの指摘により、又は自ら設計図書に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任及び費用負担において、直ちに当該設計図書の修正を行い、修正点について市に報告し、その確認を受けなければならない。設計の変更について不備・不具合等が発見された場合も同様とする。

4 事業者は、第1項及び第2項の市の確認を受け、設計業務が完了した場合は速やかに、設計業務完了届を市に提出し、市の確認を受けなければならない。

5 設計業務に関し、遅延が生じ、増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。

(1) 市の責めに帰すべき事由（①市の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②本契約若しくは募集要項等の不備又は市による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、及び③市による設計図書の変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）を含む。）により、いずれかの設計業務に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は合理的な増加費用若しくは損害が発生した場合、市は、事業者と協議のうえで、合理的な期間、当該設計業務に係る本工事の引渡予定日を延期するとともに、当該増加費用若しくは損害を負担する。

(2) 事業者の責めに帰すべき事由により設計費用が増加し、又は損害が発生した場合、事業者は、当該増加費用又は当該損害を負担する。

(3) 法令等の変更又は不可抗力によりいずれかの設計業務に遅延が生じ、設計費用が増加し、又は損害が発生した場合の取扱いは、第8章又は第9章の規定に従う。

(設計図書の変更)

第25条 市は、本工事の開始前及び工事中において必要があると認めるときは、事業者に対して、事業者提案の範囲を逸脱しない限度で、設計図書の変更を求めることができる。事業者は、市から当該変更要請を受けた日から14日以内に、市に対して、かかる設計図書の変更に伴い発生する費用、工期又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。

2 事業者は、前項に定める場合のほか、市の事前の承認を得た場合を除き、設計図書の変更を行うことはできない。

3 第1項により市が変更を決定し、増加費用又は損害が発生した場合の措置は、前条第5項第1号に準じて取扱う。

### 第3節 本工事の施工

(建設業務等の実施)

第26条 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、各本工事をそれぞれ施工するものとし、その完成に関する一切の責任を負担する。

2 事業者は、各本工事に係る引渡予定日までに、当該本工事を完成のうえて、第44条に基づいて当該本工事の目的物を市に引き渡し、その所有権を市に取得させる。

3 各本工事の施工方法その他各本工事の完成のために必要な一切の手段は、本事業関連書類に従い、それ以外のもは事業者がその責任においてこれを定める。

4 いずれかの本工事に遅延が生じ、増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。

(1) 市の責めに帰すべき事由(①市の指示又は請求(事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。)、②本契約若しくは募集要項等の不備又は市による変更(事業者の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。)、及び③市による設計図書の変更(事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。))を含む。)により、いずれかの本工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は合理的な増加費用若しくは損害が発生した場合、市は、事業者と協議のうえて、合理的な期間、当該本工事の引渡予定日を延期するとともに、当該増加費用又は損害を負担する。

(2) 事業者の責めに帰すべき事由により建設費用が増加し、又は損害が発生した場合、事業者は、当該増加費用又は当該損害を負担する。

(3) 法令等の変更又は不可抗力によりいずれかの本工事に遅延が生じ、建設費用が増加し、又は損害が発生した場合の取扱いは、第8章又は第9章の規定に従う。

(本工事開始前及び本工事中の書類の提出)

第27条 事業者は、各本工事の着工日の14日前までに、要求水準書に基づき当該本工事の着手前に提出されるべき当該本工事における建設業務及び道路等工事業務の実施体制、工事工程等の内容を含んだ市が合理的に満足する様式及び内容の施工計画書を市に提出し、市の承認を受けなければならない。市の承認を受けた当該施工計画書を変更する場合は、当該変更後の書類を市に提出し、市の承認を受けなければならない。

2 事業者は、各本工事の実施中、市との協議のうえて定められた期限までに、本事業関連書類の定めるところに従い、要求水準書に基づき当該本工事の施工中に提出されるべき当該本工事における建設業務及び道路等工事業務の実施体制、工事工程等の内容を含んだ市が合理的に満足する様式及び内容の月間工程表及び週間工程表を市に提出し、市の承認を受けなければならない。本項に基づき市の承認を受けた当該各工程表のいずれかを変更する場合は、当該変更後の書類を市に提出し、市の承認を受けなければならない。

3 事業者は、前各項の定めるところに従って市の承認を得た施工計画書及び工程表に従い、本事業関連書類及び設計図書等に基づき本工事を施工しなければならない。

(各種調査)

第28条 事業者は、すでに市が行ったものを除き、各本工事に必要な測量調査、地盤調査、地質

調査、電波障害調査、周辺家屋影響調査及びその他の調査を、自己の責任及び費用負担により行う。事業者は、かかる調査を行う場合、要求水準書に従い、着手前に当該調査に係る調査計画書を作成し、市に提出するとともに、当該調査を終了したときは当該調査に係る調査報告書を作成し、市に提出してその確認を受けなければならない。

- 2 事業者は、前項に定める調査を実施した結果、市が本事業の募集要項等において提供した事業用地に関する参考資料の内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに市に通知し、その確認を求めなければならない。この場合において、市及び事業者は、その対応につき協議する。なお、市が提供した事業用地に関する参考資料の誤謬、欠落その他の不備に起因していずれかの本工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、市は、事業者と協議のうえで、合理的な期間、当該本工事の引渡予定日を延期し、当該増加費用又は損害を負担する。
- 3 事業者は、事業用地に関し、市が提供した、事業用地に関する参考資料に記載されていない地質障害、埋蔵文化財、不発弾、その他の地中障害物等を発見した場合、その旨を直ちに市に通知するものとし、市及び事業者は、その対応につき協議する。なお、事業用地の地質障害（ただし、事業用地に固有の土壌汚染に限る。）、埋蔵文化財、不発弾、その他の地中障害物等の発見に起因していずれかの本工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は事業者が合理的な増加費用又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は損害の発生及び拡大を阻止・低減する努力を尽くしている場合に限り、市は、事業者と協議のうえで、合理的な期間、当該本工事の引渡予定日を延期し、当該増加費用又は損害を負担する。ただし、(i)第1項に規定する調査が行われなかった場合、又は、(ii)当該調査が行われたが、当該調査若しくはその結果を記載した調査報告書に不備、誤謬等がある場合、事業者は、当該調査が不備、誤謬等なく行われかつその結果が不備、誤謬等なくなされても、市が提供した、事業用地に関する参考資料に記載されていない地質障害、埋蔵文化財、不発弾、その他の地中障害物等を発見できなかったと合理的に認められない限り、これらに起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害（再調査費の負担を含む。）を負担する。
- 4 市は、必要と認めた場合には随時、事業者から本条に規定される調査に係る事項について報告を求めることができる。

（本工事に伴う近隣対策）

第29条 事業者は、本工事の着工に先立って、市と協議のうえで、自己の責任及び費用負担において、周辺住民に対して本事業の日程及び概要の説明を行い、周辺住民の理解を得るよう努めなければならない。市は、必要と認める場合には、事業者が行う説明に協力する。

- 2 事業者は、自己の責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気その他の本工事が近隣住民の安全や生活環境に与える影響を勘案し、法令等に基づき合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、事業者は、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 3 事業者は、市の事前の承認を得ない限り、前項の近隣対策の不調を理由として本事業の内容の変更をすることはできない。ただし、さらなる調整によっても近隣住民の理解が得られず、本工事の実施に支障が生ずるおそれが明らかな場合、市は、事業者と協議のうえで、本事業の

内容の変更を検討する。

- 4 第2項の近隣対策の結果、いずれかの本工事に遅延が発生することが見込まれる場合には、市及び事業者は、協議のうえで、当該本工事の引渡予定日を合理的な期間延期することができる。
- 5 第2項の近隣対策の結果、事業者が生じた費用（第2項の近隣対策の結果引渡予定日が変更されたことによる増加費用も含む。）及び損害は、事業者がこれを負担する。
- 6 前項の規定にかかわらず、本事業自体に対する住民反対運動又は訴訟等に対する対応は、市がこれを行う。かかる住民反対運動又は訴訟等に起因していずれかの本工事に遅延が発生することが見込まれる場合、市は、事業者と協議のうえで、当該本工事の引渡予定日を合理的な期間延期することができる。また、かかる住民反対運動又は訴訟等に直接起因する合理的な増加費用及び損害は、市がこれを負担する。

（事業用地の安全対策）

第30条 事業者は、事業者の責任及び費用負担において、本事業関連書類に従い、工事現場における安全対策を実施する。本工事の施工に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用又は損害が発生した場合、当該追加費用又は損害は、事業者がこれを負担する。ただし、法令等の変更又は不可抗力により発生した増加費用又は損害の取扱いは、第8章又は第9章の規定に従う。

（市による説明要求及び建設現場立会い）

- 第31条 市は、本工事の進捗状況について、随時、事業者に対して報告を要請することができ、事業者は、市の要請があった場合には、かかる報告を行わなければならない。市は、本工事が設計図書に従い施工されていることを確認するために、本工事について、事業者に事前に通知したうえで、事業者に対して中間検査を求めることができる。
- 2 市は、本工事開始前及び本工事の施工中、随時、事業者に対して質問をし、本工事について説明を求めることができる。事業者は、市からかかる質問を受領した後速やかに、市に対して回答を行わなければならない。市は、事業者の回答内容が合理的でないと判断した場合には、事業者との間でこれを協議することができる。
  - 3 市は、事業者に対する事前の通知を行うことなく、随時、本工事に立ち会うことができる。
  - 4 前三項に規定する報告、中間検査、説明、又は立会いの結果、市が、本工事の施工状況が本事業関連書類又は設計図書の内容を逸脱していると判断した場合、市は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。
  - 5 事業者は、工事監理者が求める本工事の検査又は試験の内容を、市に対して事前に通知する。市は、かかる検査又は試験に立ち会うことができる。
  - 6 市は、本条に基づく協議、説明要求、本工事への立会い等を理由として、本工事の設計及び施工の全部又は一部について何らの責任も負担せず、また、事業者は、これらを理由として、本契約上の事業者の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。

（工事の中止等）

第32条 市は、必要と認めた場合には、事業者に対して、本工事の全部又は一部の施工を一時的

に中止させることができる。この場合、市は、事業者に対して、中止の内容及び理由を通知しなければならない。

- 2 市は、前項により本工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、必要と認めるときには、当該本工事の引渡予定日を変更することができる。
- 3 市は、第1項により本工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、本工事の施工の中止又はその続行に起因して事業者が生じた合理的な増加費用（本工事の続行に備え工事現場を維持するための費用、及び労働者、建設機械器具等を保持するための費用並びに合理的な範囲の増加金融費用（設計・建設期間の延長に伴うものを含むが、これに限らない。）や運営費などを含む。）を負担する。ただし、当該中止の原因又は端緒が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合には、この限りでない。
- 4 前項の規定にかかわらず、本工事の施工の一時中止が法令等の変更又は不可抗力に起因する場合には、第8章又は第9章に従う。

（事業者による完了検査）

第33条 事業者は、事業者の責任及び費用負担において、各本工事に關し、当該本工事の完了検査（当該本工事の目的物の状態について、健康で衛生的な環境を確認するため、法令等及び環境基準等に基づき実施する、空気環境測定、照度測定及び水質管理の各測定並びに要求水準書及び法令等に基づき実施する、道路管理者による完了検査の受検を含む。以下同じ。）並びに機器、器具及び什器備品等の試運転等を行う。

- 2 事業者は、市に対して、事業者が前項の検査及び試運転等を行う14日前までに、これらを行う旨及びその予定日を通知する。
- 3 市は、第1項の検査及び試運転等に立ち会うことができる。ただし、市はかかる立会の実施を理由として、何ら責任を負担するものではない。
- 4 事業者は、第1項の検査及び試運転等においては、当該本工事の目的物が要求水準書及び事業者提案を満たしているか否かについて、市が相当と認める方法により検査しなければならない。事業者は、第1項の検査及び試運転等の結果を、速やかに当該検査及び試運転等の結果に関する書面の写しを添えて検査済証とともに市に報告する。
- 5 事業者は、前項の定める検査済証その他の書類の他、本事業関連書類の定めるところに従い、当該本工事の目的物の完成図書を市に提出し、市の確認を受けなければならない。

（市による本工事の完成検査及び完成確認通知の交付）

第34条 市は、いずれかの本工事について事業者から前条に基づく検査済証その他の書類を受領した場合、受領後14日以内に速やかに事業者の費用負担により、市が次項の定める方法により当該本工事の完成検査を行う。

- 2 完成検査の方法は、次の各号に記載のとおりとする。
  - （1）市は、事業者による完了検査報告を受けた後、市自らによる完成検査を実施する。事業者は、市による完成検査に立会い、協力をする。
  - （2）完成検査は、当該本工事に係る設計図書等及び本事業関連書類との照合により、これを実施する。ただし、その検査項目及び検査内容については事業者提案に基づき、市がこ

これらの内容を決定するものとする。

(3) 事業者は、機器、器具、備品等の取扱いに関する市への説明を実施する。

(4) 事業者は、市に対して設備等の操作説明等を行う。

- 3 前二項に定める完成検査の結果、当該本工事の目的物の状況が本事業関連書類又は当該本工事に係る設計図書等の内容に適合していないことが判明した場合、市は事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。事業者は、かかる是正を行ったときは、当該是正部分について完成検査と同様の手続による再検査を受けなければならない。
- 4 市は、完成検査の結果、本工事の目的物が本事業関連書類及び当該本工事に係る設計図書等の内容を満たした場合には、事業者に対して遅滞なく完成確認通知を交付する。ただし、BT0施設に係る完成確認通知の市の交付は、事業者により本契約に従った維持管理業務及び運営業務を開始することが可能であると市により客観的に判断されることを条件とする。
- 5 市は、本工事の完成確認通知の交付を理由として、当該本工事の設計又は施工の全部又は一部について何らの責任も負担せず、また、事業者は、これを理由として、本契約上の事業者の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。事業者は、本工事の完成確認通知の交付を理由として、当該本工事の目的物について契約不適合責任の発生を争い、又はその履行を拒絶若しくは留保することはできない。

(契約不適合責任)

第35条 市は、いずれかの本工事の目的物（事業者により本工事の目的物内に設置された施設システム並びに設備、機器、器具又は備品等を含む。本条において同じ。）が種類又は品質に関して本事業関連書類の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、事業者に対し、当該本工事の目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、事業者は、市に不相当な負担を課するものでないときは、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その不適合の程度に応じてサービス対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 当該本工事の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 市は、引き渡されたいずれかの本工事の目的物に関し、第44条の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由

とした本条に基づく履行の追完の請求若しくは代金の減額の請求又は第 76 条に基づく違約金、損害賠償金等の請求若しくは契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 5 前項の規定にかかわらず、本工事の目的物のうち、施設システム、設備・機器の本体等の契約不適合については、引渡しの時、市が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 6 前 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 7 市が第 4 項又は第 5 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 10 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、市が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 8 市は、第 4 項又は第 5 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治 29 年法律第 89 号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 9 第 4 項から第 8 項までの規定は、契約不適合が事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。
- 10 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 11 市は、いずれかの本工事の目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 4 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 12 本工事の目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 64 号）第 5 条に規定する部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことができる期間は 10 年とする。この場合において、第 4 項から第 11 項までの規定は適用しない。
- 13 引き渡された本工事の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市の指図により生じたものであるときは、市は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、事業者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 14 事業者は、建設企業をして、市に対し、本条による履行の追完義務その他の債務（損害の賠償をなすことを含む。）の履行について連帯保証させるべく、本契約締結日以降速やかに、別紙 5（保証書の様式）の様式による保証書を差し入れさせる。

（工期の変更）

第36条 市が事業者に対して本工事に係る工期の変更を請求した場合、市と事業者は協議により

当該変更の可否を定める。

- 2 事業者が、事業者の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として、工期の変更を請求した場合、市は、事業者との協議により、当該変更の可否を定める。ただし、市と事業者との間の協議が調わない場合、市は、その合理的な裁量に基づき、工期を定めることができ、事業者は、これに従わなければならない。

(工期の変更による費用負担)

第37条 市の責めに帰すべき事由により工期又は工程を変更したときは、市は、当該変更に伴い事業者が負担した合理的な増加費用又は損害を負担する。

- 2 事業者の責めに帰すべき事由により工期又は工程を変更したときは、事業者は、当該変更に伴い市に発生した増加費用又は損害を負担する。
- 3 法令等の変更又は不可抗力により発生した増加費用又は損害の取扱いは、第8章又は第9章の規定に従う。

#### 第4節 備品等調達設置業務等

(設備及び什器・備品等の整備)

第38条 事業者は、建設業務の実施の一環として各整備施設に当該整備施設に係る設計図書等に基づき設置されるべき設備及び什器・備品等を整備するとともに、本事業関連書類に従った維持管理業務及び運営業務を行うために必要な設備及び什器・備品等を指定管理施設においても整備しなければならない。

(調達方法)

第39条 備品一覧に示された各整備施設において備えるべき設備及び什器・備品等については、市への当該整備施設の引渡しと同時にこれを引渡し、その所有権を市に移転しなければならない。ただし、BTO施設において備えるべき設備及び什器・備品等に関する限り、リース方式による調達に客観的な合理性があり、市に不利益を及ぼさないと市が認めたものについては、事業者はリース方式によりこれを調達することができる。

- 2 備品一覧に示されていない、いずれかの整備施設において備えられた設備及び什器・備品等についても前項の規定を準用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、付帯事業の実施のために必要な備品については、事業者は任意の方法により自ら調達できるものとし、市はこれを所有しない。
- 4 事業者が実施する維持管理業務に係る什器・備品等その他資機材は、事業者が自ら調達するものとする。

(備品台帳)

第40条 事業者は、各整備施設の引渡しまでに、本事業関連書類に基づき市が所有する当該整備施設において整備される全ての什器・備品等について、リース方式により調達したものを除き、市の所有物として備品シールを貼付けたうえ、その備品台帳を作成してこれを記録し、市に提出しなければならない。

## 第5節 工事監理業務

(工事監理者の設置等)

第41条 事業者は、各本工事の着工日までに、当該本工事に係る工事監理企業をして、要求水準書に従い、1名以上の常駐体制で要求水準書に定める工事監理者を設置させ、市に対してその名称を通知し、工事監理企業及び工事監理者をして当該本工事に係る工事監理業務を行わせる。ただし、工事監理企業及び工事監理者は、建設企業と同一法人又は資本面若しくは人事面において関連がある者であってはならない。この場合において、事業者による工事監理企業に対する委託業務の内容は、「四会連合協定・監理業務委託契約書」に示される業務としなければならない。

- 2 工事監理者の設置は、全て事業者の責任と費用負担において行い、工事監理者の設置及びその活動により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者がこれを負担する。

(工事監理の実施等)

第42条 事業者は、各本工事の着工日の14日前までに、本事業関連書類の詳細説明及び協議を実施するとともに、要求水準書に基づき当該本工事に係る工事監理業務の着手前に提出されるべき当該本工事に係る工事監理業務の実施体制、スケジュール等の内容を含んだ市が合理的に満足する様式及び内容の工事監理業務計画書を市に提出し、市の承認を受けなければならない。本項に基づき市の承認を受けた当該工事監理業務計画書を変更する場合は、当該変更後の書類を市に提出し、市の承認を受けなければならない。

- 2 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、前項の定めるところに従って市の承認を得た工事監理業務計画書に基づき、工事監理業務を行う。
- 3 事業者は、工事監理者をして、市に対して、本事業関連書類に従い、本工事につき、工事監理に関する記録簿を作成させ、本工事の期間中の各月における本工事の工事監理の状況について要求水準書に基づき工事監理者に工事監理報告書を作成させ、作成対象月の翌月10日（非開庁日の場合は次の開庁日）までに市に対して提出するとともに、市の求めるところに従い、工事監理者をして工事監理の状況について随時報告させるものとする。市は、必要と認めた場合には、随時、工事監理者に本工事に関する事前説明及び事後報告を求め、又は事業者に対して工事監理者をして本工事に関する事前説明及び事後報告を行わせるよう求めることができる。

## 第6節 施設引渡業務等

(保険加入)

第43条 事業者は、引渡予定日までに、別紙4（保険）第2項に定める内容の保険に加入し、かかる保険の保険証券又はこれに代わるものとして市が認めたものを、市に提出しなければならない。

(引渡し)

第44条 事業者は、いずれかの本工事に関し、完成確認通知を受領した後、目的物引渡書を市に

交付し、当該本工事に係る引渡予定日において当該本工事の目的物（事業者が付帯事業に関し自ら使用する備品以外の備品を含むが、第 39 条第 1 項但書（同条第 2 項により準用される場合を含む。以下同じ。）によりリース方式によるものと市が認めたものを除く。以下、本条において同じ。）を市に引き渡し、当該目的物の所有権を市に取得させる。事業者は、如何なる本工事の目的物についても、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を市に移転しなければならない。

- 2 事業者は、要求水準書に従い、市の要請がある場合、整備施設に関して市が行う建物の保存登記等に必要な支援を事業者の費用と責任で行う。
- 3 事業者は、要求水準書に従い、市又は道路管理者の指示に従い、道路等整備業務に関して道路等管理者による完了検査の受検後速やかに道路管理者に対して引継図書を提出するほか、必要な引き継ぎを行い、市が行う道路等整備に係る整備用地の分筆登記等（その前提として必要となる測量を含む。）に必要な支援を事業者の費用と責任で行う。

（引渡し遅延による費用負担）

第45条 市の責めに帰すべき事由により、いずれかの本工事の目的物の引渡しが当該本工事の引渡予定日より遅延した場合、市は、当該遅延に起因して事業者が負担した合理的な増加費用又は損害を負担する。

- 2 事業者の責めに帰すべき事由によりいずれかの本工事の目的物の引渡しが当該本工事に係る引渡予定日より遅延した場合、事業者は、当該遅延への対応のために市が負担した増加費用を負担するほか、当該引渡予定日の翌日から当該目的物の引渡日までの期間（両端日を含む。）に応じ、当該本工事に係る整備費に引渡予定日における第 99 条に定める遅延利息の率を乗じることにより計算した額を違約金として市に支払う。この場合において、市に当該遅延に起因して違約金以上の損害が発生したときは、事業者は、当該違約金を超える損害額を市に支払わなければならない。
- 3 法令の変更又は不可抗力により、いずれかの本工事の目的物の引渡しが引渡予定日より遅延した場合、当該引渡し遅延に起因して事業者に生じた合理的な増加費用及び損害の負担については、第 8 章又は第 9 章に従う。

## 第 4 章 施設供用等業務

### 第 1 節 総則

（指定管理等）

第46条 市は、本条例その他法令等及び本契約に基づき、事業者に指定管理施設の管理を行わせる。

- 2 事業者は、本条例その他法令等及び本契約の定めに従い、指定管理者としての業務を誠実かつ適正に執行しなければならない。

（指定管理者による管理等）

第47条 事業者が指定管理者として行う業務の範囲は、施設供用等業務とする。

- 2 事業者は、本指定がその効力を生じた場合には、指定管理施設における指定管理者として、直ちに、自らの責任と費用負担において、本事業関連書類、業務水準書及び開業準備業務計画書に従い、開業準備期間中に、開業準備業務を完了したうえで、維持管理業務及び運営業務を開始し、かつ、維持管理・運営期間中、維持管理業務及び運営業務を遂行する責任を負う。
- 3 事業者は、維持管理業務及び運営業務について本指定がその効力を生じるまでは、維持管理業務及び運営業務を開始することはできず、市に対し、当該業務に係る対価の支払い又は費用の求償を求めることはできない。

(統括責任者(館長)及び業務責任者)

第48条 事業者は、要求水準書の定める要求水準を満たす、運営業務及び維持管理業務の全体を総合的に把握し、市や関係機関との連絡・調整を行う統括責任者(館長)1名を配置し、BT0施設の供用開始予定日の8ヶ月前までに市に当該統括責任者(館長)の氏名その他必要な事項を届け出るものとし、開業準備業務開始前に市の承認を受けたうえで、施設供用等期間中、要求水準書の定めるところに従って統括責任者(館長)を継続して配置しなければならない。

- 2 事業者は、施設供用等業務に係る個別業務の業務区分ごとに総合的に把握し調整を行う業務責任者を定め、当該統括責任者及び業務責任者の氏名その他必要な事項を、開業準備業務の開始前に統括責任者(館長)の確認を得たうえで市に届け出て、市の承認を得なければならない。
- 3 事業者は、前各項に基づき市の承認を得た統括責任者及び業務責任者を変更した場合は、当該変更について、速やかに統括責任者(館長)の確認を得たうえで市に届け出て、市の承認を得なければならない。

(各種マニュアル及び業務水準書の作成)

第49条 事業者は、本事業関連書類に従い、供用開始予定日の30日前までに、個人情報保護その他利用者の保護、災害・事故に対する被害想定と対策、迅速な応急対策及び早期復旧・復旧活動が行える体制づくり等を目的として、市が合理的に満足する様式及び内容の個人情報保護マニュアル、危機管理マニュアルその他本業務実施にあたって必要な各種のマニュアルを作成し、統括責任者(館長)の確認を得たうえで、市に提出し、その内容について市の承認を得なければならない。

- 2 事業者は、施設供用等業務に係る統括責任者及び業務責任者をして、施設供用等業務の個別業務に係る業務区分ごとに業務水準書をそれぞれ作成させ、統括責任者(館長)の確認を受けたうえで市に提出し、供用開始予定日の60日前までに、その内容について市の承認を得なければならない。
- 3 事業者は、前各項の定めるところに従って市の承認を得たマニュアル又は業務水準書については、市の承認後も本事業の進捗状況等を踏まえて随時改訂又は変更するものとし、当該改訂又は変更後の当該マニュアル又は業務水準書については、これらを使用する個別業務に係る統括責任者(館長)の確認を得たうえで、市に提出し、その内容について市の承認を得なければならない。
- 4 第1項及び第2項の定めるところに従って供用開始予定日に先立って提出されたものを含め、市は、前各項の定めるところに従って提出された(最新版の)各種マニュアル及び業務水準書

を承認するにあたり、改善その他の指示をすることができるものとし、事業者は、かかる市の指示を受けたときは、市の承認が得られるまで、必要な修正を行うものとする。

(業務実施計画)

第50条 事業者は、本事業関連書類に従い、開業準備業務の実施に先立ち、次の各号に掲げる開業準備に係る開業準備業務計画書を作成し、統括責任者（館長）の確認を受けたうえで、市に提出し、その内容について当該号所定の期日までに市の承認を得なければならない。

(1) 開業準備スケジュール（実施体制、実施内容、実施スケジュール等）：供用開始予定日の8ヶ月前（インターネットホームページ開設（令和5年10月までの開設）の2ヶ月前）

(2) 開館式典及び内覧会等の実施計画書（開館式典及び内覧会、開館記念イベントの実施内容、維持管理内容等）：供用開始予定日の3ヶ月前（開業準備期間の開始日の2ヶ月前）

2 前項の定めるところに従って開業準備業務計画書を提出するにあたり、事業者は、維持管理・運営期間の全期間にわたる修繕業務の計画に係る長期修繕計画書を市に提出し、その承認を得るものとする。

3 事業者は、維持管理・運営期間に係る事業年度ごとに、維持管理業務及び運営業務に係る年度業務計画書をそれぞれ作成し、統括責任者（館長）の確認を受けたうえで、当該事業年度が開始する60日前までに市に提出し、市の承認を得なければならない。なお、年度業務計画書は事業者によるセルフモニタリングに係る計画書を兼ねるものとし、当該内容についてその詳細（セルフモニタリング対象項目、判断基準、実施過程、結果等）が明確に理解できるものでなければならない。

4 事業者は、前項の定めるところに従って市の承認を得た年度業務計画書又は長期修繕計画書については、市の確認後も本事業の進捗状況等を踏まえて随時改訂又は変更するものとし、当該改訂又は変更後の当該年度業務計画書又は長期修繕計画書については、これらを使用する個別業務に係る統括責任者（館長）の確認を得たうえで、市に提出し、その内容について市の承認を得なければならない。なお、本事業終了後2年を経過するまで、指定管理施設（建築、建築付帯設備）については、修繕又は更新を行う必要がないよう、要求水準書に従い、維持管理・運営期間終了の4年前より、指定管理施設の明渡時の状態について市と協議を行い、その時点での指定管理施設（建築、建築付帯設備に限らない。以下本項において同じ。）の修繕又は更新の必要な箇所について長期修繕計画書に反映するための改訂を行って市に提出するほか、事業期間の満了日の1年前の応当日を基準として、指定管理施設の状況についてチェック・評価し、その時点での指定管理施設の修繕又は更新の必要な箇所（性能及び機能を満足する限りにおいて、経年における劣化を除く。）について長期修繕計画書に反映するための改訂を行い、当該各基準日の30日後の応当日までに各改訂版を市を提出し、その内容について市の承認を得なければならない。

5 第1項及び第2項の定めるところに従って供用開始予定日に先立って提出されたものを含め、市は、前各項の定めるところに従って提出された開業準備業務計画書、（最新版の）年度業務計画書及び長期修繕計画書を承認するにあたり、改善その他の指示をすることができるものとし、事業者は、かかる市の指示を受けたときは、市の承認が得られるまで、必要な修正を行うものとする。

(業務実施報告)

第51条 事業者は、開業準備期間にわたる開業準備業務報告書を作成し、統括責任者（館長）の確認を受けたうえで、供用開始日から30日を経過するまでに市に提出しなければならない。

2 事業者は、維持管理・運営期間にわたり、維持管理業務及び運営業務に関する日報を作成し、当該日報に基づき、次の各号所定の報告書を取りまとめ、その内容について統括責任者（館長）の確認を受けたうえで、当該号所定の期日までに市に提出しなければならない。

- (1) 月次報告書 翌月の10日（非開庁日の場合は次の開庁日）まで
- (2) 四半期報告書 当該四半期の翌月末まで
- (3) 年次報告書 翌年度の4月末まで

3 前項の各号所定の報告書は事業者によるセルフモニタリングに係る報告書を兼ねるものとし、当該内容についてその詳細（セルフモニタリング対象項目、判断基準、実施過程、結果等）が明確に理解できるものでなければならない。

(施設供用等業務における要求水準の変更)

第52条 市は、施設供用等業務に関する要求水準書の内容を変更する場合、事前に事業者に対して通知のうえで、その対応（サービス対価の変更を含む。）について協議を行い、事業者の合意を得る。

2 施設供用等業務に要する費用が増加した場合又は損害が発生した場合の措置は、次の各号に記載のとおりとする。

- (1) 市の責めに帰すべき事由（①市の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②本契約若しくは募集要項等の不備又は市による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。）を含む。）により、合理的な増加費用又は損害が発生した場合、市が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、施設供用等業務の費用が増加する場合又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- (3) 法令等の変更又は不可抗力により、施設供用等業務費が増加する場合又は損害（指定管理施設の損傷を含む。）が発生した場合の取扱いは、第8章又は第9章の規定に従う。

(施設供用等業務に伴う近隣対策)

第53条 事業者は、自己の責任及び費用負担において、施設供用等業務を実行するにあたって、法令等に基づき合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、事業者は、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。市は、かかる近隣対策の実施について、事業者に対し協力する。

2 前項の近隣対策の結果、事業者に生じた増加費用及び損害は、本契約に別段の定めがない限り、事業者がこれを負担する。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理施設の設置自体に対する住民反対運動又は訴訟等に対する対応は、市が行う。かかる住民反対運動又は訴訟等に直接起因する合理的な増加費用及び損害は、市がこれを負担する。

(指定管理施設に係る光熱・水道等の負担)

第54条 事業者は、本契約又は募集要項等に別段の定めがある場合を除き、施設供用等業務を実施するために必要な光熱・水道等は自らの責任及び費用負担において調達しなければならない。

## 第2節 開業準備業務

(開業準備業務の実施)

第55条 事業者は、指定管理施設の供用開始に必要な一切の届出・申請・許認可等の手続を、自らの責任及び費用負担で行い、事業スケジュールに定めるスケジュールに支障が生じないように指定管理施設の開業準備をしなければならない。なお、事業者は、本項に従って行った届出・申請・許認可等の書類の副本又は写し等を、速やかに市に交付しなければならない。

- 2 事業者は、第48条第2項の定めるところに従って運営総括責任者及び業務責任者を設置するほか、運営業務に必要となる業務担当者を配置し、開館記念イベントの実施日までに、各業務担当者に対して業務内容や機械操作、安全管理、救急救命、接客対応等、業務上必要な事項についての教育訓練を行い、供用開始後直ちに円滑な運営を実施するものとする。
- 3 事業者は、第49条の定めるところに従って各種マニュアルを整備するほか、要求水準書に定めるパンフレットその他広報・宣伝活動に関する資料等の作成、利用規則及び予約受付規約の作成、供用開始前の予約受付及び利用打合せ、「予約受付システム(仮称)」の整備、開館式典及び内覧会の実施、開館記念イベントの実施その他本事業関連書類に従って必要な開業準備業務並びに開業準備期間中のBTO施設の維持管理業務及び運営施設に係る前任の指定管理者からの維持管理業務及び運営業務に係る引継(マニュアル等の引継ぎを含むがこれに限られない。)を自らの責任及び費用負担で実施するものとする。
- 4 事業者は、前各項に定めるところに従って開業準備業務の履行を完了し、かつ、業務水準書及び供用開始予定日が属する事業年度に係る維持管理業務及び運営業務の各年度業務計画書に従って指定管理施設の供用開始が可能となった段階で、市に対してその旨通知を行い、市の確認を受けるものとする。

## 第3節 維持管理業務

(維持管理業務の実施)

第56条 事業者は、本事業関連書類、業務水準書及び年度業務計画書並びに長期修繕計画書に従い、自らの責任及び費用負担において、維持管理業務を行う。

- 2 事業者は、維持管理業務を、維持管理企業をして実施させる。
- 3 事業者又は維持管理企業が実施する維持管理業務は、常に、維持管理業務に関する要求水準書及び事業者提案を満たすものでなければならない。

(第三者の使用)

第57条 事業者は、維持管理企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、市の事前の承認を得た場合はこの限りではない。

- 2 事業者は、維持管理企業が受託し又は請け負った維持管理業務の全部又は主たる部分を、維持管理企業が第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

- 3 維持管理業務の実施に関する維持管理企業その他第三者の使用は、全て事業者の責任において行うものとし、維持管理業務の実施に関して事業者又は維持管理企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。

(指定管理施設の補修・修繕・更新)

第58条 事業者は、指定管理施設に関し、長期修繕計画書若しくは年度業務計画書に定めのない補修・修繕・更新又は指定管理施設に重大な影響を及ぼす補修・修繕・更新のいずれかを行う場合、市に対して、事前にその内容及びその他の必要事項を通知し、かつ、市の事前の承認を得なければならない。かかる補修・修繕・更新は全て、事業者が自己の責任と費用負担において、これを行う。

- 2 事業者は、指定管理施設の補修・修繕・更新のいずれかを行った場合、当該補修・修繕・更新について、必要に応じて、市の立会による確認を受け、当該確認後、その内容を設計図書に反映し、使用した設計図、完成図等の書面及び改訂した設計図書等（市の要求があれば）を速やかに市に提出する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理施設に関し、市の責めに帰すべき事由により、維持管理・運営期間中に長期修繕計画書若しくは年度業務計画書に定めのない補修・修繕・更新を行う必要が生じた場合は、市は、自らの責任と費用負担においてかかる補修・修繕・更新を行う。
- 4 法令等の変更又は不可抗力により、指定管理施設の補修・修繕・更新（長期修繕計画書又は年度業務計画に定めのない補修・修繕・更新も含む。）を行った場合の取扱いは、第8章又は第9章の規定に従う。

(備品の管理)

第59条 事業者は、第40条により事業者が市に提出した備品台帳により市の所有に係る備品の管理を行う。なお、備品台帳に記載する事項は、市が定める様式に従うものとする。

## 第4節 運営業務

(運営業務の実施)

第60条 事業者は、本事業関連書類、業務水準書及び年度業務計画書に従い、自らの責任及び費用負担において、運営業務を行う。

- 2 事業者は、運営業務を、運営企業をして実施させる。
- 3 事業者又は運営企業が実施する運営業務は、常に、運営業務に関する要求水準書及び事業者提案を満たすものでなければならない。

(第三者の使用)

第61条 事業者は、運営企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、市の事前の承認を得た場合はこの限りではない。

- 2 事業者は、運営企業が受託し又は請け負った運営業務の全部又は主たる部分を、運営企業が第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 3 運営業務の実施に関する運営企業その他第三者の使用は、全て事業者の責任において行うも

のとし、運營業務の実施に関して事業者又は運営企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。

(利用料金等)

第62条 市は、供用開始予定日の6ヶ月前までに、要求水準書及び事業者提案に基づき指定管理施設の利用料金その他指定管理施設の運営に必要な事項を本条例で規定する。

- 2 事業者は、該当する本条例の各規定に従い、指定管理者として指定管理施設の利用者から、所定の利用料金を徴収し、自らの収入とする。利用料金の収納に関する業務については、その全てを事業者の責任で行い、利用料金の未収納について、市はその責任を負担しない。
- 3 市は、随時、自らの費用により、利用料金の出納状況について、事業者に対し監査を実施できる。
- 4 市は、利用者数の増減による費用の増減及び収入の増減を理由とする本契約の変更は行わない。

(付帯事業と事業者の直接収入)

第63条 事業者は、自己の責任及び費用負担において、本事業関連書類、業務水準書及び年度業務計画書に従って、自ら付帯事業を実施する（事業者から委託を受けたうえで構成員又は協力企業が事業者の名の下で実施する場合を含む。）。

- 2 事業者は、付帯事業を実施するために必要な許認可等を、自らの責任で取得し、市は、かかる事業者による許認可の取得に合理的な範囲で協力する。
- 3 事業者は、事業者が付帯事業の内容を変更するときは、事前に市の承認を得なければならない。
- 4 事業者は、付帯事業から得られた収入を事業者の収入とすることができるものとする。
- 5 事業者は、付帯事業に係る事業計画についても年度業務計画書に含めて事前に市の承認を得なければならない。
- 6 事業者は、付帯事業に係るサービスの利用状況、近隣の同種施設の使用状況等を勘案し、前項に基づいて市の承認を得た料金設定を、合理的な範囲で変更することができる。ただし、事業者は、かかる変更について事前に市の承認を得なければならない。

(付帯事業の一部又は全部の終了)

第64条 事業者は、付帯事業のいずれか又は両方の全部又は一部の採算が悪化し、これを継続した場合に、指定管理施設の維持管理及び運営が困難となることが見込まれる場合、これを自ら市に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた場合、市は、付帯事業の継続について事業者と協議を行ったうえで、市の判断により、業務の停止を命令したうえで、事業者による付帯事業の一部又は全部を終了させることができる。
- 3 前項の規定は、市が、事業者の行う付帯事業が、事業者提案又はその他の本事業関連書類に定められたサービス水準を満たしていないと判断した場合に、これを準用する。

## 第5節 市による業務の確認等

(市による説明要求及び立会い)

- 第65条 市は、事業者に対し、施設供用等期間中、施設供用等業務について、随時その説明を求め、市が必要とする書類の提出を請求し、又は指定管理施設において開業準備又は維持管理及び運営の状況を自ら立会いのうえで確認することができる。事業者は、かかる市の要求に対して最大限の協力を行わなければならない。
- 2 前項に規定する説明又は確認の結果、指定管理施設の開業準備又は維持管理及び運営状況が、本事業関連書類、業務水準書又は長期修繕計画書、開業準備業務計画書若しくは年度業務計画書の内容を逸脱していることが判明した場合の措置については、第82条及び第83条に規定するモニタリング及び要求水準未達成に関する手続に従う。
  - 3 市は、必要に応じて、指定管理施設について、指定管理施設の利用者その他の者へのヒアリングを行うことができる。
  - 4 市は、本条に基づく説明要求、確認、立会いの実施等を理由として、施設供用等業務の全部又は一部について、何らの責任も負担せず、また、事業者は、これらを理由として、本契約上の事業者の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。

## 第6節 損害・損傷等の発生

(第三者に及ぼした損害)

- 第66条 事業者が施設供用等業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者(事業者の役員、従業員を含む。)に損害が発生したときは、本契約に他に特段の定めがない限り、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、かかる損害のうち、市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市がこれを負担する。
- 2 不可抗力により、施設供用等業務に関し、第三者に損害が発生した場合は、第9章の規定に従う。
  - 3 事業者は、第1項に定める損害賠償に係る事業者の負担に備えるために、施設供用等期間中、自己の責任及び費用負担において、自ら又は維持管理企業若しくは運営企業をして、別紙4(保険)第2項記載の保険への加入を継続し、その保険料を負担する。事業者は、かかる保険の更新、継続、書替又は新たな保険の新規加入その他保険の異動があったときは、これを証する保険証券又はこれに代わるものとして市が認めたものを、直ちに、市に提出しなければならない。

## 第5章 サービス対価の支払い

(サービス対価の支払い)

- 第67条 市は、本契約の定めるところに従い、事業者に対して本業務の対価として、別紙6(サービス対価の構成及び支払方法)のとおり、サービス対価を支払う。

(サービス対価の改定等)

- 第68条 市は、サービス対価について、別紙6(サービス対価の構成及び支払方法)に定めるところにより物価変動に基づく金額の改定を行う。

(サービス対価の減額)

第69条 市によるモニタリングの結果、事業者の業務内容が要求水準書及び事業者提案を満たしていないと判断した場合には、別紙7(モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法)の定めるところに従ってサービス対価を減額する。

(サービス対価の返還)

第70条 市は、業務報告書に虚偽の記載を発見し、これを事業者に対して通知した場合、事業者は市に対して、当該虚偽記載が認められれば市が別紙7(モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法)の定めるところに従い減額し得たサービス対価の金額を速やかに返還しなければならない。

## 第6章 契約の終了等

### 第1節 契約期間

(契約期間)

第71条 本契約は、本契約締結日から効力を生じ、維持管理・運営期間の終了日をもって終了する。

- 2 事業者は、施設供用等期間中、指定管理施設を、要求水準書及び事業者提案を満たす状態に保持する義務を負う。
- 3 事業者は、本契約が終了する2年前までに、指定管理施設及び設備機器並びに備品等の改修、修繕又は更新の必要性を検討し、本契約の終了までに必要な改修、修繕及び更新を完了する。
- 4 市は、本契約が終了する2年前までに事業者に通知を行ったうえ、終了前検査を実施し、要求水準書及び事業者提案に記載された全ての事項がその要求水準書及び事業者提案を満たしているかを確認する。かかる検査の過程で指定管理施設に修繕すべき点が存在することが判明した場合、市は事業者にこれを通知し、事業者は速やかにこれを修繕する。ただし、市が修繕を要するとした箇所について、不可抗力が原因で修繕が必要とされることを事業者が証明した場合には、別紙9(不可抗力)で事業者の費用負担とされる範囲を超える費用は市が負担する。
- 5 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の終了にあたっては、(i)指定管理施設の全てが、要求水準書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態とし、かつ、(ii)本事業期間終了時における建物(建築、建築附帯設備)が、概ね2年以内の模修繕又は更新を要しないと判断できる状態であることを基準として、維持管理・運営期間終了日の概ね4年前より、事業者が指定管理施設の明渡しの時点で確保すべき状態について市との間の協議に応じ、かかる協議を経て市が決定した指定管理施設の状態としたうえで、指定管理施設を市に対して引き継ぐものとする。
- 6 事業者は、本契約の終了にあたり、市と協議のうえ日程を定め、市の立会いの下に前項に定める状態の満足についての確認を受けるほか、本契約の終了後、市が効率的に適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、また、次期管理者が指定管理施設の維持管理業務を円滑かつ支障なく遂行しかつ指定管理施設を継続使用し円滑に運営できるよう、事業期間の終了の6か月前から指定管理施設の維持管理業務及び運営業務の遂行に関して必要な事項を説明し、か

つ事業者が用いた維持管理業務及び運営業務に関する施設管理台帳、備品台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するとともに、維持管理業務及び運営業務の承継に必要な「引継マニュアル」を本事業期間終了の6ヶ月前までに作成し、市に提出するほか、引継ぎに必要な協力・支援等を行うものとする。

- 7 事業者は、要求水準書及び事業者提案に基づき、本事業期間終了3年前までに、維持管理業務の遂行過程で実施された修繕・更新を全て反映した設計図書等の最新版を本契約の定めるところに従って提出するとともに、指定管理施設の状況についてチェック・評価し、(i) 建築物（設備等を含む）及び諸施設、外構、植栽など指定管理施設の全体について各部位・部材の消耗具合を具体的に記載した「建物等診断報告書」、(ii) 本事業期間中に行った修繕・更新内容について一覧にするとともに、完成図書における該当箇所を図示した「修繕記録報告書」、(iii) 本事業期間中に事業者が記録した「施設管理台帳」、(iv) 本事業期間中に事業者が記録した「備品台帳」のほか、事業期間中に行った設備更新内容について一覧にするとともに、消耗具合を具体的に記載した「備品台帳」、(v) 本事業終了後に市が行う必要があると認められる大規模修繕について、対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費を示した「次期修繕提案書」、及び、(iv) その他の事業者提案に基づく資料等を市が合理的に満足する様式及び内容で作成し、市に提出したうえで、本事業期間終了後に次期管理者が維持管理業務及び運営業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、指定管理施設の引渡しに必要な事項について市との間で協議を開始するほか、本事業期間終了1年前に、時点修正を行った上記(v)記載の「次期修繕提案書」を改めて市に提出するものとする。
- 8 事業者は、本事業期間終了後1年間について、維持管理企業をして、連絡窓口として、次期管理者その他指定管理施設に係る業務の引継ぎ先からの問い合わせを受けさせるほか、市が求める必要なサポート業務を実施させるものとする。

## 第2節 引渡しの完了前の契約解除等

(引渡しの完了前の市による契約解除等)

第72条 本契約締結日以降、本工事の目的物の全ての引渡しが完了するまでに、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 事業者が本事業の全部又は一部の履行を怠り（事業者が要求水準書及び事業者提案を満たしていない場合を含む。）、市が履行の催告をしたにもかかわらず、その状態が30日間以上にわたり継続したとき。
- (2) 事業者が、事業スケジュールに記載された本工事の着工日を過ぎても本工事を開始せず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (3) いずれかの本工事の目的物を、(i) その引渡予定日までに市に引き渡すことができず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して満足すべき合理的説明がなされないとき、又は、(ii) 完成させることができないことが明らかであるとき。

- (4) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他の第三者（事業者の役員、従業員を含む。）によりその申立てがなされたとき。
  - (5) 構成員が本事業の募集手続に関して重大な法令等の違反をしたとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等、本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができない又は本指定を行うことが適当でないときと市が認めるとき。
  - (7) 事業者が基本協定第6条第3項第5号に掲げるいずれかに該当したとき又は同号の適用があるとき。
  - (8) 前号に掲げる場合のほか、市により基本協定が解除されたとき。
- 2 前項の場合において、市が事業者に対してとり得る措置は、以下のとおりとする。ただし、市の責めに帰すべき事由によるとき又は本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 市は、事業者に対して書面で通知したうえで、本契約の全部を解除することができる。ただし、市は、サービス対価（整備費相当分）のうち、引渡し完了した本工事に係る部分の残額を、市の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。
  - (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、市、事業者及び事業者の株主との間における協議を経たうえで、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
  - (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が選定した第三者へ譲渡させることができる。
- 3 前各項その他本契約、法令等に定める救済措置を求める権利を損なうことなく、市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。なお、いずれかの本工事の目的物の引渡し前に、(i)第3号に該当したとき、又は、(ii)第1号、第2号若しくは第4号に該当した場合において事業者がその債務の履行を拒否し若しくは事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となったときは、事業者は、市の別途請求に従い、市に対して、整備費のうち、引渡し未了の本工事の目的物に関して市が支払うべき額の100分の10に相当する金額を違約金として市が指定する期間内に支払う。さらに、市が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、本項に基づき事業者に損害賠償請求を行うことができる。ただし、本契約及び取引上の社会通念に照らして事業者の責めに帰することができない事由によるものであるとき（疑義を避けるため、第6項により上記(ii)に該当する場合とみなされる場合が除かれることを確認する。）は、本項の規定は適用しない。
- (1) いずれかの本工事をその引渡予定日までに完成することができないとき。
  - (2) いずれかの本工事の目的物に契約不適合があるとき。
  - (3) 第1項第1号から第7号までのいずれかに該当し、かつ、第2項第1号に基づき市によ

り本契約が解除されたとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、整備業務のいずれかについて事業者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

4 市が第2項第1号により本契約の解除を選択した場合において、引渡し未了の本工書の目的物の出来形部分が存在する場合、市は、これを検査のうえで、その全部又は一部を買い受け、当該出来形部分に相応する工事費相当額（設計費、工事監理費、事業者経費及び金融費用等の出来形を構成するために必要とした合理的な範囲内の費用を含むが、解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）の買受代金と前項の違約金及び損害賠償請求権に係る金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、市は、かかる相殺後の買受代金の残額を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従い、又は②一括払いにより支払う。

5 前項の場合において、市が引渡し未了の本工書の目的物の出来形部分を買受けない場合（検査に適合しない場合及び建設工事の進捗状況に鑑み、事業用地の原状回復が社会通念上合理的である場合をいう。）、事業者は、市と協議のうえで、自らの費用と責任により、引渡し未了の本工書の目的物の買受けられない部分に係る事業用地を原状（更地）に回復したうえで、速やかにこれを市に引き渡さなければならない。また、この場合、事業者は、解除前の支払スケジュールにより市が事業者に対し既に支払った分を、当該解除日における第99条に定める遅延利息の率に基づき計算した利息を付して返還する。

6 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、第3項柱書(ii)にいう「事業者がその債務の履行を拒否し若しくは事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となったとき」の場合とみなし、市は、同(ii)に基づく請求ができるものとする。

- (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（引渡しの完了前の事業者による契約解除等）

第73条 本契約締結日以降、本工書の目的物の全ての引渡しが完了するまでに、市が本契約上の重要な義務に違反した場合（疑義を避けるため、本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは当然に除かれることを確認する。）、事業者は、市に対し、書面で通知のうえで、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、かかる通知が市に到達した日から30日以内に市が当該違反を是正しない場合には、市に対して、さらに書面で通知をしたうえで、本契約の全部を解除することができる。ただし、市の義務違反が事業者の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

2 前項の規定により、本契約が解除された場合、市は、サービス対価（整備費相当分）のうち、引渡しが完了した本工事に係る部分の残額を、市の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払うほか、引渡し未了の本工書の目的物の出来形部分を検

査のうえで、当該検査に合格した部分の所有権を全て取得する。

- 3 市は、前項の規定により引渡し未了の本工場の目的物の出来形部分の所有権を取得する場合には、事業者に対し、当該出来形部分に相応する工事費相当額（設計費、工事監理費、事業者経費及び金融費用等の出来形を構成するために必要とした合理的な範囲内の費用を含むが、解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いによりこれを支払う。
- 4 第1項に基づき本契約が解除された場合において市の責めに帰すべき事由が認められるときは、市は、事業者の別途請求に従い、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害を負担する。

（引渡しの完了前の法令変更による契約解除等）

第74条 本契約締結日以降、本工場の目的物の全ての引渡し完了するまでに、第84条に基づく協議にもかかわらず、本契約締結日以降における法令等の変更により、市が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議のうえで、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- （1）市は、事業者に対して書面で通知したうえで、本契約の全部を解除することができる。ただし、市は、サービス対価（整備費相当分）のうち、引渡し完了した本工場に係る部分の残額を、市の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。
- （2）市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、市、事業者及び事業者の株主との間における協議を経たうえで、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- （3）市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が選定した第三者へ譲渡させることができる。

2 前項第1号により本契約が解除された場合、市は、引渡し未了の本工場の目的物の出来形部分を検査のうえで、当該検査に合格した部分の所有権を全て取得する。

- 3 市は、前項の規定により引渡し未了の本工場の目的物の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する工事費相当額（設計費、工事監理費、事業者経費及び金融費用等の出来形を構成するために必要とした合理的な範囲内の費用を含むが、解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

（引渡しの完了前の不可抗力による契約解除）

第75条 本契約締結日以降、本工場の目的物の全ての引渡し完了するまでに、第86条に基づく協議にもかかわらず、不可抗力に係る事由が生じた日から60日以内に本契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、市は、同条項にもかかわらず、事業者に通知のうえで、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- （1）市は、事業者に対して書面で通知したうえで、本契約の全部を解除することができる。

ただし、市は、サービス対価（整備費相当分）のうち、引渡しが完了した本工事に係る部分の残額を、市の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

- (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が選定した第三者へ譲渡させることができる。

2 前項第1号により本契約が解除された場合、市は、引渡し未了の本工書の目的物の出来形部分を検査のうえで、当該検査に合格した部分の所有権を全て取得する。

3 市は、前項の規定により引渡し未了の本工書の目的物の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する工事費相当額（設計費、工事監理費、事業者経費及び金融費用等の出来形を構成するために必要とした合理的な範囲内の費用を含むが、解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

### 第3節 引渡しの完了後の契約解除等

(引渡しの完了後の市による契約解除等)

第76条 本工書の目的物の全ての引渡しの完了後において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。ただし、事業者が要求水準書及び事業者提案を満たしていない場合の手続は、第83条の定めに従う。

- (1) 事業者が本事業の全部又は一部の履行を怠り（事業者が要求水準書及び事業者提案を満たしていない場合を含む）、その状態が30日間以上にわたり継続したとき。
- (2) 事業者が、指定管理施設について、連続して30日以上又は1年間において合計60日以上にわたり、本事業関連書類、業務水準書、長期修繕計画書及び開業準備業務計画書又は年度業務計画書に従った施設供用等業務を行わないとき。
- (3) 本契約の履行が困難となったとき。
- (4) 市により本指定が取り消されたとき。
- (5) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他の第三者（事業者の役員、従業員を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (6) 事業者が、市に対し虚偽の報告（業務報告書に虚偽記載がある場合を含むが、それに限られない。）をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (7) 構成員が本事業の募集手続に関して重大な法令等の違反をしたとき。
- (8) 事業者が、正当な理由なくして、市の指示又は改善勧告等に従わず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して満足すべき合理的説明がなされないとき。

- (9) 事業者から本契約の解除の申出があったとき。
  - (10) 引き渡された本工事の目的物に契約不適合がある場合において、(i)その契約不適合が当該目的物を除却したうえで再び建設しなければ、当該本工事の目的を達成することができないものであるとき、又は、(ii)正当な理由なく、第35条第1項の履行の追完がなされず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して満足すべき合理的説明がなされないとき。
  - (11) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等、本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができない又は本指定を継続することが適当でないと市が認めたとき。
  - (12) 事業者が基本協定第6条第3項第5号に掲げるいずれかに該当したとき又は同号の適用があるとき。
  - (13) 前号に掲げる場合のほか、基本協定が市により解除されたとき。
- 2 前項の場合において、市が事業者に対してとり得る措置は、以下のとおりとする。ただし、市の責めに帰すべき事由によるとき又は本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 市は、事業者に対して書面で通知したうえで、本契約の全部又は一部を解除することができる。市は、施設供用等業務の一部のみを終了させた場合、事業者の負担において、事業者が当該終了に係る業務のために利用していた指定管理施設の部分を原状に復し、その明渡しを請求することができる。ただし、原状に回復することが著しく困難なとき、又はその必要がないと市が認めたときは、事業者に対し、原状回復費用に相当する金額の支払を求める等、市が相当と認める方法により補償を求めることができる。
  - (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
  - (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- 3 前項第1号の規定により本契約の全部又は一部を解除する場合において、市は、地方自治法（昭和22年法律67号）第244条の2第11項の規定により、本指定を取消し、又は期間を定めて施設供用等業務の全部若しくは一部の停止を命じることができ、それにより事業者に損害、損失又は増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。
- 4 市は、第2項第1号による本契約の解除後も、全ての整備施設の所有権を有する。
- 5 前各項その他本契約、法令等に定める救済措置を求める権利を損なうことなく、市は、事業者が施設供用等業務において本契約に違反した場合、その効果が本契約に定められているもののほか、事業者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。なお、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者は、市の別途請求に従い、市に対して、市が支払うべき当該事業年度のサービス対価（施設供用等業務費相当分）に当該事業年度において適用される税率の消費税及び地方消費税相当額の合計額を加

算した金額の100分の10に相当する違約金を、市の指定する期間内に、市に対して支払う。さらに、市が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、本項に基づく事業者に損害賠償請求を行うことができる。ただし、損害の賠償及び違約金の請求については、事業者が、その責めに帰すべからざることを立証したとき（疑義を避けるため、第3号に該当する場合とみなされる第72条第6項各号に規定する者による本契約の解除の場合が除かれることを確認する。）は、この限りではない。

- (1) 第72条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当し、かつ、同条第2項第1号に基づき市により本契約が解除された場合
- (2) 第1項第1号から第12号までのいずれかに該当し、かつ、第2項第1号に基づき市により本契約が解除された場合
- (3) 施設等供用業務のいずれかについて、事業者がその債務の履行を拒否し、又は、事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となった場合（なお、第72条第6項各号に規定する者による本契約の解除の場合は、本号の場合とみなす。）

6 第3項により、事業者が指定管理者として行う施設供用等業務の一部が終了した場合、事業者は、市が支払うべき当該事業年度のサービス対価（施設供用等業務費相当分）に当該事業年度において適用される税率の消費税及び地方消費税を加算した金額の100分の10に相当する違約金を、市の指定する期間内に、市に対して支払わなければならない。さらに、市が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。

7 市は、サービス対価（整備費相当分）の残額と、前二項の違約金及び損害賠償請求権に係る金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、市は、かかる相殺後のサービス対価（整備費相当分）の残額を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

8 事業者は、契約の履行にあたって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なもの認められないものをいう。）を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。

（引渡しの完了後の事業者による契約解除等）

第77条 事業者は、本工事の目的物の全ての引渡しの完了後において、市が本契約上の重要な義務に違反した場合（疑義を避けるため、本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは当然に除かれることを確認する。）、事業者は、市に対し、書面で通知のうえで、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、かかる通知が市に到達した日から30日以内に市が当該違反を是正しない場合には、市に対して、さらに書面で通知をしたうえで、本契約の全部を解除することができる。ただし、市の義務違反が事業者の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

2 市は、前項に基づき本契約が解除された場合には、本指定を取り消す。

3 市は、第1項の規定による本契約の解除後も、全ての整備施設の所有権を有する。

4 第1項に基づき本契約が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増

加費用及び損害を負担する。この場合においても、市は、サービス対価（整備費相当分）の残額を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

（引渡しの完了後の法令変更による契約解除等）

第78条 本工事の目的物の全ての引渡しの完了後において、第84条に基づく協議にもかかわらず、本契約締結日以降における法令等の変更により、市が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議のうえで、次に定める措置のいずれかをとることができる。

- （1）市は、本契約の全部又は一部を解除し、かつ、本指定を取り消し又は期間を定めて施設供用等業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。
- （2）市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- （3）市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

2 市は、前項第1号による本契約の解除後も、全ての整備施設の所有権を有する。この場合、市は、解除された部分に該当するサービス対価（整備費相当分）の残額を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。また、事業者がすでに施設供用等業務を開始している場合、市は、事業者が当該施設供用等業務を終了させるために要する費用があればその費用を事業者を支払い、それらの支払方法については市及び事業者が協議によりこれを決する。

（引渡しの完了後の不可抗力による契約解除等）

第79条 本工事の目的物の全ての引渡しの完了後において、第86条に基づく協議にもかかわらず、不可抗力に係る事由が生じた日から60日以内に本契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、市は、同条項にかかわらず、事業者へ通知のうえで、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- （1）市は、本契約の全部又は一部を解除し、かつ、本指定を取り消し又は期間を定めて施設供用等業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。
- （2）市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- （3）市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

2 市は、前項第1号による本契約の解除後も、全ての整備施設の所有権を有する。この場合、市は、解除された部分に該当するサービス対価（整備費相当分）の残額を、市の選択により、

①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。また、事業者がすでに施設供用等業務を開始している場合、市は、事業者が施設供用等業務を終了させるために要する費用があればその費用を事業者に支払い、それらの支払方法については市及び事業者が協議によりこれを決する。

#### 第4節 本契約終了に際しての処置

(本契約終了に際しての処置)

第80条 事業者は、本契約の全部又は一部が終了した場合において、当該終了部分に係る指定管理施設内(事業者のために設けられた控室等を含む。)に事業者が所有又は管理する工事材料、建設業務機械器具、仮設物その他の物件(事業者が使用する第三者の所有又は管理に係る物件を含む。以下、本条において同じ。)があるときは、当該物件の処置につき市の指示に従わなければならない。

2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。事業者は、かかる市の処置について異議を申し出ることができず、かつ、市がかかる処置に要した費用を負担する。

3 事業者は、本契約の全部又は一部が終了した場合において、その終了事由のいかにかわらなく、直ちに、市に対し、当該終了部分に係る整備業務又は施設供用等業務を遂行するために必要な、事業者の保有する全ての資料を引き渡さなければならない。

(終了手続の負担)

第81条 本契約の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用及び事業者の清算に伴う評価損益等については、事業者がこれを負担する。

#### 第7章 モニタリング

(モニタリング)

第82条 市は、要求水準書及び事業者提案に適合した本事業の遂行を確保するため、別紙7(モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法)の定めるところに従い、本事業に係る各業務につきモニタリングを行う。

2 モニタリングに係る費用のうち、本契約において事業者の義務とされているものを除く他の部分は、これを市の負担とする。

3 市は、モニタリングの実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

(要求水準未達成に関する手続)

第83条 モニタリングの結果、事業者による本事業の遂行が要求水準書及び事業者提案を満たさないと市が判断した場合には、市は、別紙7(モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法)に従って、本事業の各業務につき、必要な措置を行う。

2 事業者は、本事業に関し、要求水準書及び事業者提案を満たしていない状況が生じ、かつ、

これを事業者自らが認識した場合、その理由及び状況並びに対応方針等を直ちに市に対して報告・説明しなければならない。

## 第8章 法令変更

(通知の付与及び協議)

第84条 事業者は、本契約締結日以降に法令等が変更されたことにより、本事業関連書類に従って本業務を履行することが不可能又は著しく困難となった場合、その内容の詳細を直ちに市に対して通知しなければならない。市及び事業者は、当該通知以降、本契約に基づく自己の義務が、適用のある法令等に違反することとなったときは、当該法令等に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、市及び事業者は、法令等の変更に伴う増加費用及び変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

2 市が事業者から前項の通知を受領した場合、市及び事業者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本業務の内容、引渡予定日及び本契約の変更並びに増加費用又は損害の負担その他必要となる事項について協議する。かかる協議にもかかわらず、変更された法令等の公布日から60日以内にかかる協議の目的事項のいずれか(本項及び次条において「合意未達事項」という。)について合意が成立しない場合、市は、かかる合意未達事項に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者は、合意未達事項については、市から通知された対応方法に従い、また、合意未達事項以外については、市との間で合意されたところに従い、本事業を適切に継続する。

(法令変更による増加費用又は損害の扱い)

第85条 法令等の変更により、本業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、前条第2項の協議において事業者及び市の間で合意されたところに従うものとするが、合意未達事項については、別紙8(法令変更による費用の負担割合)の定めに従う。

## 第9章 不可抗力

(通知の付与及び協議)

第86条 事業者は、不可抗力により、本事業関連書類に従って本業務を履行することが不可能又は著しく困難となった場合、市に対し、その内容の詳細を直ちに通知しなければならない。この場合において、市及び事業者は、当該通知以降、当該不可抗力により履行することが不可能又は著しく困難となった本業務について、本契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、市及び事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、適切と考える対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力に伴う増加費用及び不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

2 市が事業者から前項の通知を受領した場合、市及び事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本業務の内容、引渡予定日及び本契約の変更並びに増加費用又は損害の負担その他

必要となる事項について協議する。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から60日以内にかかる協議の目的事項のいずれか（本項及び次条において「合意未達事項」という。）について合意が成立しない場合、市は、かかる合意未達事項に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者は、合意未達事項については、市から通知された対応方法に従い、また、合意未達事項以外については、市との間で合意されたところに従い、本事業を適切に継続する。

（不可抗力による増加費用又は損害の扱い）

第87条 不可抗力により、本業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、前条第2項の協議において事業者及び市の間で合意されたところに従うものとするが、合意未達事項については、別紙9（不可抗力）の定めに従う。

（不可抗力による第三者に対する損害の扱い）

第88条 不可抗力により、本業務につき、第三者に損害が発生した場合、当該損害の負担は、別紙9（不可抗力）の定めに従う。

## 第10章 雑則

（遵守事項）

第89条 本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、全て、事業者の負担とする。市は、事業者に対してサービス対価及びこれに対する消費税相当額（消費税及び地方消費税をいう。）を支払うほか、本契約に別段の定めがある場合（第85条が適用される場合を含む。）を除き、本契約に関連する公租公課については、一切これを負担しない。

2 事業者は、本契約に基づく全ての債権債務が消滅するに至るまで、次の事項を市に対して誓約する。

- （1） 本契約を遵守すること。
- （2） 市の事前の承認なしに、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
- （3） 前号に定めるほか、市の事前の承認なしに、本事業に関連して事業者が市との間で締結したその他の契約に基づく契約上の地位又はそれらの契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
- （4） 市の事前の承認なしに、事業者の定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為、又は組織変更を行わないこと。
- （5） 事業者の代表者、役員又は商号に変更があった場合、直ちに市に通知すること。

（融資団との協議）

第90条 市は、本事業に関し、事業者に融資する融資団との間で、一定の重要事項（市が本契約に基づき事業者に損害賠償を請求する場合、本契約を終了する場合を含む。）についての融資団への通知及び協議並びに担保権の設定及び実行に関する取扱いについて協議し、その合意内容を、本契約とは別途定めることができる。

(株主・第三者割り当て)

第91条 事業者は、事業者の株主以外の第三者に対し株式又は新株予約権を割り当てるときは、事前に市の承認を得なければならない、かつ、かかる場合、事業者は、当該株式又は新株予約権の割当てを受ける者をして、市に対して、速やかに基本協定に定める様式及び内容の誓約書を提出させる。

- 2 事業者は、本事業の終了に至るまで、市の事前の書面による承認がある場合を除き、構成員の保有する事業者の株式の第三者に対する譲渡その他の処分について承認しないものとする。
- 3 事業者は、本契約が終了するまでの間、事業者の筆頭株主を異動させず、構成員が事業者の発行済株式総数及び議決権の過半数を保持するようにする。

(財務書類の提出)

第92条 事業者は、本契約締結日以降、本契約の終了に至るまで、各事業年度の最終日より3ヶ月以内に、会社法（平成17年法律第86号）の大会社に準じた公認会計士又は監査法人の監査済財務書類（会社法第435条第2項に規定される計算書類及びそれらの附属明細書をいう。）を市に提出し、かつ、市に対して監査報告を行う。市は当該監査済財務書類を公表することができる。

(設計図書及び工事完成図書等の著作権)

第93条 市は、設計図書等及び建築著作物としての整備施設について、市の裁量により、これを無償利用する権利及び権限を有する。かかる利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。

- 2 設計図書等又は整備施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する作者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 3 事業者は、市が設計図書等及び整備施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない、自ら又は著作者（市を除く。以下本条において同じ。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又は行使させてはならない。
  - (1) 設計図書等及び整備施設の内容を公表すること。
  - (2) 整備施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、市及び市が委託する第三者をして、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
  - (3) 整備施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
  - (4) 整備施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 事業者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又は行使させてはならない。ただし、あらかじめ市の承認を得た場合は、この限りでない。
  - (1) 第2項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
  - (2) 設計図書等又は整備施設の内容を公表すること。
  - (3) 整備施設に事業者の実名又は変名を表示すること。

(著作権の侵害の防止)

第94条 事業者は、その作成する成果物及び関係書類（設計図書等及び整備施設を含む。以下同

じ。)が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを市に対して保証する。

- 2 事業者は、その作成する成果物及び関係書類が第三者の有する著作権等を侵害したときは、これにより第三者に発生した損害を賠償し、又はその他の必要な措置を講ずる。かかる著作権等の侵害に関して、市が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合には、事業者は、市に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。

(特許権等の使用)

第95条 事業者は、第三者の特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任(ライセンスの取得、ライセンス料の支払及びこれらに関して発生する費用の負担を含む。)を負わなければならない。

(秘密保持)

第96条 市及び事業者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を、株主、代理人、コンサルタント又は事業者に融資する融資団以外の第三者に漏らしてはならず、かつ、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、市又は事業者が法令等に基づき開示する場合はこの限りではない。

(個人情報の保護等)

第97条 事業者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、かほく市個人情報保護条例(かほく市平成17年条例第4号)、かほく市個人情報保護条例施行規則(かほく市平成17年規則第5号)、かほく市個人情報保護審査会規則(かほく市平成17年規則第10号)並びにかほく市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(かほく市平成27年条例第28号)(法律を含め、以下総称して「かほく市個人情報保護条例等」という。)及びその他個人情報の保護に関する全ての関係法令等を遵守し、本事業の業務を遂行するに際して知り得た個人のプライバシーに関わる事実(以下「個人情報」という。)を適正に管理しなければならないとともに漏洩してはならない。

- 2 事業者は、かほく市個人情報保護条例等及び市の定めるその他個人情報保護に関する基準に合致する個人情報の安全管理体制を維持する。
- 3 事業者は、第三者に対して個人情報の取扱いを委託する必要がある場合は、当該第三者に対し、本条の義務と同等以上の義務を遵守させなければならない。
- 4 事業者若しくは事業者の使用する第三者が前三項の義務に違反したこと、又は、事業者若しくは事業者の使用する第三者の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏洩等の事故が発生したことによって、市が損害を被った場合、事業者は市に対し損害を賠償するとともに、市が必要と考える措置をとらなければならない。

(請求、通知等の様式その他)

第98条 本契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、説明、回答、申出、承認、承諾、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除は、書面により行わなければならない。なお、市及び事業者は、かかる請求等の宛先を各々相手方に対して

別途通知する。

- 2 本契約の履行に関して市と事業者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めに従う。
- 3 本契約における期間の定めについては、本契約に別段の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 4 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

（延滞利息）

第99条 市又は事業者が、本契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、未払額につき延滞日数に応じ政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める履行期日時点における遅延利息の率で計算した額の延滞利息を相手方に支払わなければならない。

（協力義務）

第100条 事業者は、事業期間中、本施設の周辺にて実施されることのある公共工事等について市が合理的に必要な協力を求めた場合、市と協議のうえで、これに協力する。

（疑義についての協議）

第101条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合、市と事業者は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。

- 2 本契約において、当事者による協議が予定されている事由が発生した場合、市及び事業者は、速やかに協議の開催に応じなければならない。
- 3 市及び事業者は、本事業に関する協議を行うことを目的として、運営協議会を設置することができる。
- 4 運営協議会の協議事項、出席者、開催手続その他の事項に関する詳細は、市と事業者が協議して定める。

（準拠法）

第102条 本契約は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈する。

（管轄裁判所）

第103条 本契約に関する紛争については、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（要求水準書の変更）

第104条 市は、第8章又は第9章の定める場合のほか、次の各号に規定する事由が生じたときは、次項に定めるところにより要求水準書の内容を変更することができる。

- （1）法令等の変更により本業務が著しく変更されるとき。
- （2）災害、事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。
- （3）市の事由により業務内容の変更が必要なときその他業務内容の変更が特に必要と認めら

れるとき。

2 要求水準書の変更は、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 市は、前項各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨と要求水準書の変更内容を事業者に通知し、事業者の意見を聴取するものとする。
- (2) 事業者は、前号に規定する通知を受けた日から 20 日以内に意見書を提出するものとする。
- (3) 市は、前号に規定する意見書が期限内に提出されないときは、事業者の意見がないものとして取り扱うことができる。
- (4) 市は、事業者の意見に拘束されないものとするが、事業者の意見を聴取した結果を尊重し、必要に応じて事業者の意見を反映して変更内容の修正を行ったうえで確定的な変更内容を事業者に通知することにより、要求水準書の変更を確定する。ただし、市は、事業者の意見に基づく修正の義務を負担するものではない。
- (5) 要求水準書の変更に伴い、本契約の変更が必要となるときは、市及び事業者は、協議のうえ、契約変更を行うものとする。

<以下余白>